

武蔵野市都市計画事業基金条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市都市計画事業基金条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業の推進を図るため、武蔵野市都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵野市公共施設整備基金条例の一部改正)

2 武蔵野市公共施設整備基金条例（昭和51年10月武蔵野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(設置) 第1条 <u>都市計画施設、福祉施設</u>その他の武蔵野市長期計画に定める公共施設（武蔵野市が設置する他の基金の目的とする施設を除く。）の整備に必要な資金に充てるため、武蔵野市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第1条 福祉施設その他の武蔵野市長期計画に定める公共施設（武蔵野市が設置する他の基金の目的とする施設を除く。）の整備に必要な資金に充てるため、武蔵野市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。	字句の削除

(提案理由)

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業の推進を図ることを目的として、武蔵野市都市計画事業基金を設置するため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。